令和８年（フ）第３８７６号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番４号　Ａｂｂｉｅ　Ｃｏｕｒｔ　102
債務者　悟道　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９４号
大阪府摂津市千里丘東１丁目12番19―102号　シティー千里丘
債務者　岩井　幸実
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９２２号
大阪府摂津市鶴野２丁目10番19―403号
債務者　石川ちえこと　ＬＩＭ　ＪＩＹＯＵＮＧ　林　　枝栄
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２６号
大阪府吹田市豊津町９番16―901号
債務者　谷中　智一
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６６号
大阪市東淀川区瑞光５丁目４番３―110号
債務者　笹川ユミ子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０７号
大阪府豊中市新千里西町２丁目１番１―617号
債務者　山田　裕之
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４７号
大阪市東淀川区小松１丁目18番２号　かねまつ上新庄　204号、前住所大阪市淀川区西中島５丁目13番24号　アンシャンテ新大阪701号
債務者　岡部　さや
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２５７号
大阪市此花区伝法１丁目４番１―408号
債務者　江上　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２６３号
大阪府東大阪市柏田本町８番４号
債務者　大塚　裕司
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７０号
大阪市住吉区山之内４丁目10番３―505号
債務者　三浦　由美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目20番18―314号
債務者　古賀　義行
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５１５号
兵庫県西宮市郷免町３番２―306号
債務者　上田　彩音
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５２８号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目17番32号　寺島パインマンション　102
債務者　谷村　勝秀
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１８６号
兵庫県明石市松が丘５丁目１番12―410号
債務者　増金　千里
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
兵庫県明石市魚住町西岡2457番地の２　１―204号
債務者　吉井　弘子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０３号
神戸市西区玉津町今津７番地の５
債務者　森　　文子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第８０７号
広島県安芸郡海田町成本15番14―10―102号
債務者　江原　　悠
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部